

住宅用火災警報器を設置しましょう

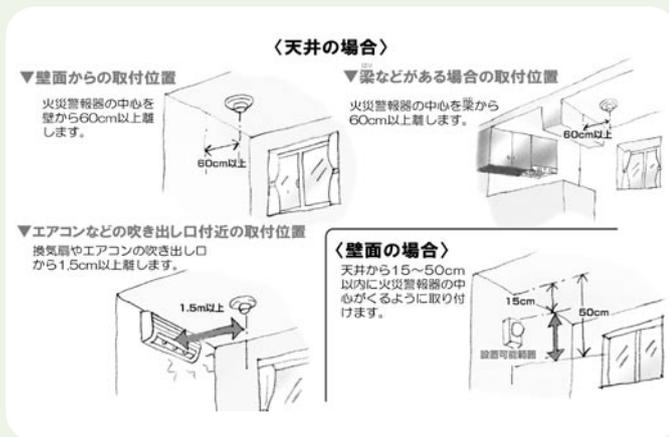
第2回

今回は設置する場所や維持に関する基準、その他皆さんが疑問に思われることについてQ&Aでお答えします。

Q 家のどこに取り付ければいいのか？

A 基本的な取り付け場所は、少なくとも寝室と、寝室が2階などの場合は階段にも設置が必要とされています。(寝室が1階の場合は、1階階段や廊下への設置義務はありません。) また取り付け位置は原則として天井または壁に設置、階段も同様に取り付ける必要があります。

甲賀広域行政組合火災予防条例では、台所や居間への設置義務はありませんが、火災の発生の恐れがある住宅の部分には必ず設置するよう努めてください。



Q 火災警報器は煙式と熱式のどちらを設置してもいいのですか？

A 設置する目的は、逃げ遅れによる死者を防止することにあります。

住宅火災の場合、出火場所と寝室等の居室が近いことから、火災を早期に発見して、いち早く避難することが必要です。

また、死者が多く発生している布団類の火災では、通常ゆっくりと温度が上昇するため、熱式のものでは避難に有効な感知は困難です。そのため国の基準では煙式のものを設置することとしています。ただし、台所などのコンロ付近は熱式のものが良いでしょう。

Q 設置後のメンテナンスはどうすればいいのか？

A 火災警報器はいざというときに効果を発揮するものですが、長く取り付けていれば、家電用品と同じように故障や、交換が必要になります。実際に火災が起きた時に、きちんと警報されるよう、次のようなことに注意して手入れをすることをおすすめします。

- ① 定期的(1ヶ月に一度が目安です)に、火災警報器が鳴るかどうか、テストしてみましょう。点検方法は機種によって異なりますので、購入時に点検方法を確認しておきましょう。
- ② 乾電池タイプのもは点検のときに「電池切れかな?」と思ったら、早めに交換することをおすすめします。また、電池が切れそうになったら、音やランプで交換時期を知らせてくれます。
- ③ おおむね10年をめぐりに、機器を交換しましょう。機器には交換時期を明記したシールが貼ってあるか、「ピー」という音などで交換時期を知らせてくれます。詳しくは、購入時の取扱い説明書を確認してください。

Q どこで買えばいいのか？

A 消火器などとともにホームセンターなどでも取り扱っています。なお、火災警報器の品質を保証するものに、日本消防検定協会の鑑定があります。火災警報器の購入の目安として、次のようなNSマークが付いているものを選びましょう。



問い合わせ

甲賀広域行政組合 消防本部 予防課	☎63-7932	FAX63-7940
水口消防署	☎63-1119	FAX63-7941
水口消防署土山分署	☎66-0119	FAX66-0848
甲南消防署	☎86-3119	FAX86-0719
甲南消防署甲賀分署	☎88-7701	FAX88-7702
信楽消防署	☎82-0119	FAX82-3977

住宅用火災警報器に関するお問い合わせは、最寄りの消防署や、次の機関でも相談に応じます。

■住宅用火災警報器相談室 TEL 0120-565-911 ■住宅防火対策推進協会 ホームページ <http://www.jubo.go.jp/index2.html>

住宅用火災警報器は、住宅火災からあなたを守ります。